

2024年9月25日

お客様各位

イーキューワールドワイド株式会社

【輸出】Equipment Management Charge(EMC)料率変更のご案内

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別の御高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の通り、日本発東アジア・東南アジア向け Equipment Management Charge (EMC) の適用料率に変更となりましたのでご案内致します。

尚、EMC 料率に関しましては、今後のマーケット状況により変動致します。

お客様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜れますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- 【名称】 Equipment Management Charge
- 【対象航路】 日本発 東アジア・東南アジア向け直行、及び直行経由の各仕向け地
(香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン)
- 【対象貨物】 すべての輸出 LCL 貨物
(FCL は起用船会社の料率に準じます)
- 【適用開始日】 2024年10月1日(火) 日本出港本船より適用(オリジナル出港日)

【料率】	新適用料率 (per RT) (2024年10月1日より)	現行適用料率 (per RT) (2024年9月30日まで)
	US\$0.00	US\$10.00

以上